平成２２年（フ）第４８５号
宮崎県西都市大字南方1587番地22
債務者　那須亜希子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３号
宮崎県串間市大字大納3133―２、住民票上の住所宮崎県串間市大字大納2842番地
債務者　時任　範子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
宮崎県都城市下川東４丁目12号10番地１、前住所宮崎県東臼杵郡門川町庵川西２丁目130番地
債務者　田口供次郎
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２３５号
宮崎県都城市安久町2171番地４
債務者　松元　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２４１号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓1444番地３
債務者　大中　順子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６７９号
鹿児島県日置市日吉町日置4900番地５
債務者　川窪志穂子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７０５号
鹿児島県鹿児島市上荒田町40番３―306号
債務者　米田　好寛
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７６５号
鹿児島県鹿児島市犬迫町588番地
債務者　福村ツヤ子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７６７号
鹿児島県鹿児島市武３丁目14番７号　なでしこ荘101号
債務者　石場　るみ
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７４号
秋田県由利本荘市谷山小路36番地２
債務者　佐藤　初惠
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第２２８号
茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１番地10　ウッドパーク四季の丘H棟104号室
債務者　熊谷　信夫
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
茨城県稲敷市高田657番地12　川尻住宅
債務者　堤　　健司
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
茨城県取手市宮和田501番地
債務者　篠山　且子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
茨城県取手市宮和田501番地
債務者　篠山　克巳
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
茨城県龍ケ崎市野原町109番地
債務者　小林　寿和
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
茨城県取手市新取手５丁目４番23号
債務者　堀場　温實
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
茨城県龍ケ崎市3959番地12
債務者　菊池　賢一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係